

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年 6 月
(第 2 回訂正分)

ディーエムソリューションズ株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年 6 月 9 日に関東財務局長に提出し、平成29年 6 月10日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年 5 月16日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年 5 月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集100,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し126,000株（引受人の買取引受による売出し97,000株・オーバーアロットメントによる売出し29,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年 6 月 8 日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

2. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、14,000株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

平成29年 6 月 8 日に決定された引受価額 (2,300円) にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額 (発行価格2,500円) で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金いたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「110,400,000」を「115,000,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「110,400,000」を「115,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「2,500」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「2,300」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3. 」を「1,150」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4. 」を「1株につき2,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（2,300円～2,500円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,500円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,300円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（2,500円）と会社法上の払込金額（1,955円）及び平成29年6月8日に決定された引受価額（2,300円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,150円（増加する資本準備金の額の総額115,000,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,300円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
（略）

（注）8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成29年6月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき2,300円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき200円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成29年6月8日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「220,800,000」を「230,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「218,800,000」を「228,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額228,000千円及び「1 新規発行株式」の（注）4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限66,700千円については、以下の使途に充当予定であります。

①受注管理、在庫管理、ピッキング、梱包、発送の一連のプロセスを一手に請け負うフルフィルメントサービスに特化した新物流拠点（日野ロジスティクスセンター（仮称））開設のための設備投資50,000千円（平成30年3月期50,000千円）

②同新物流拠点開設に係る運転資金159,700千円（平成30年3月期：82,075千円、平成31年3月期：77,625千円）

③既存物流拠点（八王子第3ロジスティクスセンター）におけるダイレクトメールの封入作業等の業務の機械化のための設備投資55,000千円（平成30年3月期55,000千円）

④今後の事業の拡大を担う人材の採用費30,000千円（平成30年3月期：15,000千円、平成31年3月期：15,000千円）

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年6月8日に決定された引受価額（2,300円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,500円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「232,800,000」を「242,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「232,800,000」を「242,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。
4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を**勘案した結果**、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
- (注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

- 「売出価格(円)」の欄:「未定(注) 1. (注) 2. 」を「2,500」に訂正
「引受価額(円)」の欄:「未定(注) 2. 」を「2,300」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注) 2. 」を「1株につき2,500」に訂正
「元引受契約の内容」の欄:「未定(注) 3. 」を「(注) 3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により**決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により**決定いたしました。**
3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 97,000株
引受人が全株買取引受けを行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき200円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成29年6月8日に元引受契約を締結**いたしました。**

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

- 「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「69,600,000」を「72,500,000」に訂正
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「69,600,000」を「72,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、株式会社SBI証券が行う売出しであります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。
- (注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「売出価格(円)」の欄:「未定(注) 1. 」を「2,500」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注) 1. 」を「1株につき2,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成29年6月8日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である花矢卓司（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年5月16日及び平成29年5月30日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式29,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 29,000株
募集株式の払込金額	1株につき1,955円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>（注）</u>
払込期日	平成29年7月24日（月）
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都三鷹市下連雀三丁目26番12号 株式会社三菱東京UFJ銀行 三鷹支店

（注） 割当価格は、平成29年6月8日に2,300円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成29年7月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数 （29,000株） を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成29年12月16日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ディーエムソリューションズ社員持株会（理事長 吉田 慎一郎） 東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	<u>当社普通株式 14,000株</u>
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成29年6月8日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格 (2,500円) と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
花矢 卓司	東京都武蔵野市	471,000 (66,000)	36.83 (5.16)	464,000 (66,000)	33.65 (4.79)
福村 寛敏	東京都武蔵野市	341,000 (66,000)	26.66 (5.16)	334,000 (66,000)	24.22 (4.79)
アセットインクリーズ株式会社	東京都武蔵野市中町二丁目23番8号	130,000	10.16	130,000	9.43
松本 和久	東京都新宿区	160,000	12.51	110,000	7.98
ディーエムソリューションズ社員持株会	東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号	35,000	2.74	<u>49,000</u>	<u>3.55</u>
小林 剛司	東京都国分寺市	35,000 (11,000)	2.74 (0.86)	28,000 (11,000)	2.03 (0.80)
勝山 純一	東京都杉並区	35,000 (11,000)	2.74 (0.86)	28,000 (11,000)	2.03 (0.80)
在川 浩太	東京都品川区	35,000 (11,000)	2.74 (0.86)	23,000 (11,000)	1.67 (0.80)
吉田 慎一郎	埼玉県羽生市	11,000	0.86	11,000	0.80
尾梶 敬祐	東京都杉並区	14,000	1.09	7,000	0.51
計	—	1,267,000 (165,000)	99.06 (12.90)	<u>1,184,000</u> (165,000)	<u>85.86</u> (11.97)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年5月16日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年5月16日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。